

物語実践：認識的共感と物語が導く 持続可能な関係修復の研究

Practicing Story: Study on cognitive empathy and
narratives leading to sustainable relationship repair



大津留香織 (Kaori Ootsuru)
北九州市立大学研究員

社会生活には利害の対立や衝突がつきものだが、私たちはいかにして争いを乗り越え、「仲直り」してきたのだろうか。人類学的、法学的な歴史検証を踏まえ、物語実践を通じた持続的な関係修復の道を探った。

Abstract

Human being is a social animal and can cause conflicts even with closest relationships. In order to build sustainable peace, it is important not only to prevent conflicts, but also restore the damaged relationships. The court system is aimed at resolving conflicts. However, for many local people, this system is a distant presence. Indeed, the modern trial is not familiar for even many people of Japan, one of the developed countries; it is considered a last resort. Litigation means the break of relationships of communities, so it is not welcomed for people. In particular, the people of the former colonial countries are living in legally pluralistic society where several legal contexts overlap. There, the contexts of traditional norms and legal theory norms are different, so that the gap keeps people far from convincing.

Some studies on peace building criticize that the modern trial system does not achieve relationship repair, and suggest that traditional ways rooted in each community will bring out more satisfaction to people. On the other hand, there are also risks of serious human rights violations by community handling the “truth” of a crime, from investigation procedure to judgment. In this presentation, I show that the “story” of conflict shared by the community due to “cognitive empathy” is important to the relationship repair, and propose “Practicing Story” as an effort to make that “story” come true, overcoming the discrepancies between tradition and modernity.

Keywords conflict solution, peace building, anthropology, legal pluralism, empathy

はじめに

人間は争いを経たあと、一度損なわれた関係性を修復できるのだろうか。もし可能だとしたら、どのように修復するのだろうか。この問いかけに対し「きっと仲直りできるよ！」と胸を張っている人あまり会ったことがない。争いの「解決」がどのようなものかについてのよくある説明は、忘却や諦め、妥協によるというものだ。これらを強調する場合でなくとも、簡単に「和解できる」ということは、犯罪当事者でなくともためられるものである [Zehr 2003]。

しかし、ひとりひとりの人生の中で仲直りに類することが決して起こらないかという、そんなこともないはずだ。

ここで、法社会学や哲学の分野からは、人間の「赦し」や、わかり合うことの本質を「愛」に求め、検討し直すという試みもある。しかしそれらの言葉は既に十分理念的・文化的であり、世界中の異なる文化的背景を持つ人々すべてに適応し直すには遠回りな印象を受ける。

この難解な、しかし重要な紛争と関係修復の問題について、本稿では人類学と法学の知見から「物語実践」と名付けられた、人間がこれまでおこなってきた納得の手法を、物語論と認識的共感というキーワードを用いて説明する。そして関係修復を狙いとする場合、現代社会でどのように「物語実践」していくのかを提案しようと思う。

伝統的な手法と近代的な手続き

従来、主観的で恣意的という問題を抱えた伝統的な葛藤解決手法が、客観的で公平な近代的手法に発展するのだと考えられてきた。一方で人類学は、そのような近代的（厳密には西洋的）様式を頂点とするような、単線的な社会進化主義を否定してきた〔黒田1984〕。そもそも世界各国に輸入された近代的な裁判手続きが「輸入」された理由は、それぞれのローカルな司法システムが問題をきたしたためではなく、植民地化や脱植民地化、国家体制の整備という国際政治的な事情が直接的な理由であり、多くの場合、各地域の住民たちが必要とし、自発的に取り入れて行ったのではなかった。

このような、近代司法が自明のものではないという見方はいまや人類学のみならず、法学の新しい分野からも現れている。そもそも西洋における刑事法もまた、国家の登場によって税金の徴収のため民事法と区別されるようになり、自明のものでもなければ住民たちが自然と発展させてきたものでもなかった〔Haley 1995〕。世界中の多くのローカルな人々にとってはいまだに民刑は厳密に区別されず、そして区別せずに解決が図られる。むしろ刑事法上の犯罪のリストに該当してしまった際には、従来のローカルなやり方で解決しようとする国家司法が介入して止め、共同体の話し合いに立ち会うべき当事者（加害者）を連れ去り、共同体の損害が放置されてしまうこともある。

1970年代に登場した修復的司法（Restorative Justice/以下RJ）研究はそのような状況を問題視している。たとえば法の専門家が共同体から正義実現の機会を奪うという点について、法学者のニルス・クリスティは、フィンランドにおける司法の問題点を指摘した。彼はフィンランドにおける法の専門家たちが、当事者や共同体からコンフリクトを「盗んでいる」と指摘する。例えば少年犯罪においては、「少年たちは直接の関係者から引き離され、だれかも知らない人々に囲まれ、処遇を決められる」〔Cristie 1977〕。彼からすれば、そもそもコンフリクトは当事者と共同体のものであり、損なわれたものを修復し、適切な行為（正義）の確認がなされるべきである。しかし後期工業社会においては、仕事と称して国家司法制度の専門家たちが加害者を共同体から奪いさり、損害を受けた被害者と、共同体の壊

れた関係性を実質的に放置している。クリスティの主張が過激すぎると指摘する法学者もいるが、筆者からすれば、近代司法制度の大きな枠組みについて反省点を指摘した彼の比喩は、もっともなものに思える。

西欧の、もとい近代司法の専門家さえもが、近代司法の枠組みそのものを再考しようとするのはどういうわけだろう。彼が書いた上記の論文「財産としての紛争」は、現在世界的で展開されているRJ研究の古典的論文とされている。ここでクリスティが問題としているのは、伝統か近代的かではない。彼は論文の冒頭で、ケニアの事例を取り出し、コミュニティでの話し合いによって葛藤が解決される様を手短に紹介しており、それがロマン主義的であるという批判を受けているが〔グディ2011〕、論文全体を通して、伝統に帰れとか、近代的なものをむやみに批判しているのではないことがわかる。

ここで注目すべきなのは、人間にとっての法や正義が国家や専門家ではなく、そして損害に関わる当事者たちだけでなく、共同体も含めての問題である、と主張したことにある。ふさわしい「解決」や正義のあり方は、権威者が決めるものではない。一方でそれらは、加害者と被害者のみで決まる問題でもない。それらは本来、当事者を含めた共同体に属するものなのだ。この営みを、高度に理念化し論理を洗練させてしまった法の専門家が、邪魔している（盗んでいる）というのである。すなわちここで現れる対立項は、「伝統か近代か」ではなく、「専門家か素人か」なのだ。

文化の衝突と葛藤

上記の主張に対して、殺人や強盗といった重大犯罪をはじめとした解決内容は「真実」によって決められ、そのためには客観的（科学的）に裏付けられた「事実」を明らかにしなければならないという指摘がなされるだろう。共同体由来の葛藤解決のやり方、つまり高度に文化的な儀式や哲学は、感動や社会的再統合をもたらすかもしれないが、それらは保証の限りではなく、ときには重大な過誤も生じうる。共同体で葛藤を解決することは恣意的・主観的な判断から逃れられず、誤った結果を導いてしまうとする批判は、RJ分野の内部からも出てくる批判である。この客観と

主観の問題は、近代司法制度上の法律を、伝統的司法や慣習よりも重んじる根拠ともなる。

このような批判がなされる一方で、では法の専門家たちはすべて客観的であり、かつ公平な判断ができる人々なのであろうか。法学者のゲリー・ジョンストンは、RJ研究者でありながらRJを根本的に批判するなかで、次のような疑問を呈している。彼は先住民ナバホ族の伝統的な調停方法を例にとって、古き時代の慣習の形式を復活させることについて懐疑的な意見を示す。すなわち伝統的社会の慣習法と国家における法律の違いによる問題のうち、「部外者に受け入れられない象徴的回復方式について、受け入れるのが困難な場合どうすればいいのか」。ナバホ族は、調停方法として、遠く離れた場所から被害者が槍を、加害者の腿めがけて投げるといふ儀式をおこなう。この場合、胸など殺してしまう場所に投げてはいけぬ。率直に言えば、このような儀式が嫌な場合、違う文化に属するジョンストンは、どうすればよいのかと問うているのである。

この象徴的な関係修復方法の価値が異文化の人間から認められない場合、あるいはその価値を他の人々も認めることが多い場合でさえも、傷害罪というコストに見合う修復的な利益は保証されているわけではない〔ジョンストン2006：68〕。ジョンストンのこの指摘は、RJの重要な問題点として、人権保護と伝統社会の手法との衝突、矛盾が生じるということにある。そして修復する保証がないうちは、危険な伝統的手法を禁止するべきである。

楽観主義に陥っていると批判されがちなRJ研究においてさえ、「度を過ぎた」慣習は、裁判官によって管理されるべきだとするのが多数派であるだろう。しかしながら、彼が「象徴的回復」とひとまとめにしてしまうことは正しい認識なのだろうか。さらに当該文化に属するか属さないかで、修復が決定してしまう伝統儀式など、存在するのだろうか？

想像してほしいのだが、たとえば加害者に向かって被害者が遠くから槍を投げる制度が発達した地域があるとして、その地域共同体の人々は槍を投げると、反射的・自動的に損害や感情が修復するのだろうか。そうは思えない。人々は、被害者が槍をどのような様子で投げるのか、加害者がどのように槍を受けるのか目の当たりにする。一体その人々

は、なぜふたりにそのような機会を与え、被害者と加害者をその儀式を遂行するのだろうか。そしてそのような儀式がなぜ続けられ、何よりもそれによってなぜ共同体が存続しているのかを、関係修復の文脈で考えるべきではないだろうか。そして儀式そのものではなく、儀式の実行によって起こる人々の情動や行動はどのようなもので、それが人類全体にとって受け入れがたいものなのか、納得できるものなのかを、文化のバリエーションの中から明らかにし、考察することが、人類の普遍性の模索につながるだろう。

ローカルな身体

ここで、文化相対主義的な視点の重要性を今一度考えてみる必要がある。前述したように、ジョンストンはナバホ族の伝統的な儀式を拒否することを前提に議論するのだが、それは、彼が加害者の立場の場合であろうか、それとも、被害者の場合であろうか。RJ研究者の彼がよく知るように、彼が慣れ親しんだはずの近代司法もまた、冤罪や見逃し、再犯の防止に限界があるのに、彼はなぜ「近代司法制度で裁かれるのが嫌だ」とは思わないのだろうか。ここでジョンストン自身が象徴してしまっているのは、どうしても拭い去れない文化についての不均衡である。どうして、ヨーロッパ由来の文化に慣れ親しんだジョンストンがナバホ族の法を否定できて、ナバホ族たちは、ヨーロッパ由来の司法制度を我慢しなくてはならないのだろうか。このような問いかけ方は、対立を煽るように聞こえてしまうかもしれないが、それは狙いではない。ここで考えなければならないのは、ナバホ族のみならず、いくつかの法制度が併存していることが当然と考える人々は（特に旧植民地に）いて、むしろどれかひとつを絶対のものであると考えている人々は、世界では少数派かもしれないということである。

上記のことから、ジョンストンはナバホ族の暮らしを理解しようとしていないし、同じ人間としての判断を信頼していないだけではないのかという誹りを免れないことになる。近代司法制度の改善が要求され続けるなかで、それでも「近代司法制度の方が好ましい」という印象をジョンストンが受けるのは、単純にそれに慣れ親しみ信頼している一方で、「他のやり方に馴染みがない」だけといえるかもしれない。このようなジョンストンの近代司法への志向

のあり方は、世界の各地域の原住民が慣習を志向するのと変わらないかもしれないのである。ひとりひとりの法の専門家もまた、「ローカルな資質」から逃れられないのだ。怠惰な裁判官、プライドの高い弁護士、私腹を肥やす政治家、そしてそれを支持する市民…このような人々によって近代司法が作られ、施行されているということ、私たちはよく話題にするにもかかわらず、どうして裁判所の判決だけは、客観的で公平だと言い切れるのだろうか。

もちろん、システムが客観的で公平ならば、判決もまたそのようになる可能性はある。しかし私たち人間の身体は、いまだにローカルな資質を含んでおり、それはあらゆる専門家も同様である。専門的な説明や理由によって、公平な（ということになっている）判決を受けたところで、人々の納得や満足、そして関係修復は別の問題なのである。

既に述べたように、RJは、従来の近代司法制度が応報的であることの反省から生まれた研究や運動である。応報と修復という命題は、決して研究者個人の信念や主張次第で決まる性質のものではない。割れ窓理論などで知られるアメリカの刑事司法政策が、その存在目的としての犯罪の予防と被害者の救済について、ほとんど機能していないという現象を目の当たりにし、法学者たちが異なる葛藤解決手法を求めたのが始まりであった。RJは、西洋文化や都市部を生きる人々にとって、伝統的な刑事司法制度でやることが困難だからこそ登場したのである。

また、「未開社会は野蛮で暴力的である」というイメージがある一方で、法に関する人類学研究は、世界中のどの地域にも特有の規範があり、秩序があることを明らかにしてきた。そしてそれらの多くが対話を主とした平和的なものであったということも、もっと注目されていい発見である [ロバーツ 1982]。

物語としての法

RJ研究や共同体司法研究では、それぞれの文化に従った「真実」を許容する。そしてそれぞれ異なる「真実」では困る、というのが近代司法制度の要請であった。しかし、近代司法制度は、確たる「真実」を明らかにするのだろうか。

それぞれの視点や法規範によって、正しさや「真実」が変化するという相対的な見方は、文化研究には欠かせない

ものである。かつてパプアニューギニアのトロブリアンド諸島においては、人が死ぬとその死体を村中の人々が確かめる儀式をおこない、どこに痣があった、どこに傷があった、と相談することによって、その死因を呪術や天罰に求めた [マリノウスキー 1984]。現在のバヌアツ共和国でも、人が死ぬとまず呪術の使用が疑われ、調査によって呪術であることが明らかにされたりする。また、自分がブラック・マジックを使った、と名乗り出る呪術者が現れることもある。

これまで人類学が明らかにしてきた文化に関する重大な指摘のひとつは、この世界の現象の意味が、文化や個人の解釈や関連づけによって異なるということであった。人々はそれぞれの意味世界を生きており、そこに立ち現れる現象の真実や意味は、決して自明のものではない。その意味世界を理解し、分析し、翻訳するのも、人類学者の仕事である [ギアツ 1999]。この観点からすれば、ある文化では絶対だと考えられている正義は、他の文化では奇異なものに映ることがある。つまり正義や規範も相対的なものであり、時代や地域によって変わりゆくものである。

このことは特に、旧植民地国家に住む人々にとっては、実感できることであろう。法的多元性 (Legal Pluralism) は、法と文化の研究において大きなトピックである。ひとつの地域にいくつかの法や規範といった正しさの文脈が存在し、当然それぞれが衝突すると問題が起ることになる [千葉 1999]。アジアでは近代司法システム継受の古株である日本でさえ、正しさの文脈がいくつも重なる法的多元性社会に生きている。

このことについて、近年、法学研究者のなかからも、近代司法システムに則った正しさの主張を「物語」として捉えようとする動きが出てきている。法社会学者の和田によれば、日本における近代司法裁判の判例をもたらず「物語」は、3つの文脈から成り立っている。それは「西洋法哲学の文脈」、「日本の世俗的文脈」、そして「法廷の現場の文脈」である [和田 2010]。それぞれの文脈はそれぞれの正しさを持っており、日本の裁判で展開される正義や正しさは、それらの出自の異なる正しさをブレンドしたものだ。近代司法裁判は神の視点から「真実」を明らかにする場所ではなく、一定のルールに従って法廷事実を確認し法的拘束力

のある取り決めになす場所である。また法学者の北村は、近代司法の法廷が、対立する両者の矛盾する主張を展開しあうという構造からも、法廷で展開されるのが「真実」ではなく、ある種の「物語」であることが前提となっている。疑いのないように思える科学的根拠もまた、どのように配置し、説明するかによって、物語の結論や方向性は変わってくるのである。また、日本の法廷が3つの異なる文脈の正しさを参照してはいるものの、それでも西欧法哲学の正しさの文脈がもっとも強いものであると和田は指摘する〔和田2010〕。

近代司法手続きの文脈と世俗的な文脈とが異なるというのは、たとえば次のような例が挙げられる。日本の世俗的な感覚では、嘘をつかないことが美德とされ、自分の悪事をむしろ誇張することによって、反省を表明できることになる。自分の悪事をはぐらかし、小出しに明るみになることは、相手や共同体から「反省がない」と思われることにつながる。ところが近代司法法廷では、黙秘権によって自分の犯行を黙っていることは、法廷戦略として重要である。このような専門性に裏打ちされた正しさが、市民感覚からすれば理解しがたいものとなり、加害者への憎悪を膨らませたり、相手を無闇に凶悪であると思いつく「モンスター化」を深刻化させたりすることになる。

もちろん、近代司法制度の定めも多くは、公平性と人権への配慮が結実したものであり、それ自体重要なものである。ここで問題なのは、高度に専門家された公平性実現のための定めが、世俗感覚と食い違うことがあるという点である。では、私たちは一体どのような「物語」を紡いでいけばよいのだろうか。ときには同じ文化に属するもの同士でさえ「真実」が異なる場合もあるというのに。

認識的共感

ここで「真実」という意味世界に関わる内容が、唯一無二の物語にすぎない場合、考えてみたいのはそれらの物語が、どのように作られるのかである。つまり物語の内容自体ではなく、物語の作り方、フレームに焦点を絞りたい。伝統的・世俗的な文脈の正しさが忌避される理由のひとつに、主観的な要素が排除できないという理由が挙げられる。ここでは相手の考えを推測できる「共感」をキーワー

ドに、相互理解について整理する。

「共感」という言葉は、一般的にごく感情的なものだと捉えられており、したがって理性的に考えられない思慮に足りない状態だと捉えられることがある。その一方で、人間として重要な側面であると強調されることもある。近代司法の世界では、共感といった主観的な要素は基本的に排除されなければならない。しかし、本来人間の認識は、感情と理性とに明確に分離できるものではない。哲学者のヒュームは、すべての論理的決定は情動から生じるとした。自らは客観的だと考えていても、あらかじめ持っている価値観や個人的な事情は、意識できない領域で自らの考え方に方向性を与えているのだ。相互理解の葛藤解決においては、客観や主観を対立させるのではなく、他者の認識から世界を考える契機をもたらす「間主観性」と、それを可能とする共感能力に注目するべきだというのが、本稿の提案である。

ここでは相互理解、すなわち他者の物語を理解するための足がかりとして、人間の共感能力 (Empathy)、なかでも「認識的共感」(Cognitive Empathy) に注目したい。「認識的共感」の能力とは、人間が他者の内面を、自己の内面と区別して推測する能力のことである。この能力によって人間は、他者が(自分と異なる)何を必要としているか理解できるし、何を嫌がっているか理解できる。もちろんこの能力によって、相手の助けになることもできれば、嘘をついて意地悪をすることもできる。この認識的共感による推測の精度はそもそもの個人差もあり、また内面の推測の精度が高くてもコミュニケーション能力が低ければ、目的を達成できないこともあるだろう。さらに認識的共感は、人間同士が互いに持っているものであるので、その推測は「相手のことを考えている自分のことを、相手も考えているだろう」という、入れ子構造状態となる。このような人間の認識の枠組みを「心の理論」と呼ぶ〔フラスバーク＝コーエン2007〕。

例えば、以下のような父親の様子を想像しよう。「ある父親が、娘へのプレゼントを押入れへ入れておき外出した。母親が布団を干すときに、プレゼントを戸棚へ移動させた。」さて、父親が帰ってプレゼントを確認しようとするとき、どこを最初に探すだろうか。ここで、プレゼントがすでに

ない押入れと答えられるのは、共感能力が発達した3、4歳からである。

さらに、複雑な、以下の娘の心情を考えてみよう。「私がピンクを好きだったのは子どもの頃だが、父はいまだに私がピンクを好きだと思っている。ピンクを嫌いだというと父をがっかりさせてしまうので、毎年嬉しそうに受け取っているのだが、私のこの心情を父は見透かしているだろうか？」

上記の娘の推測は5次の入れ子構造になっている。文字にすると回りくどいが、私たちは普段このくらい複雑な「心の理論」をとっさに理解できる。驚くべきことかもしれないが、このような他者の心情を考える能力は、すべての人間に共通する要素なのである。どの時代、どの地域の、どのような文化の人々も、複数の他者の心を推測し、複数から自分の心を推測されるという心の理論を前提として、複雑な社会生活を営んでいるのだ。

私は、社会学系の学問が、悪しき普遍主義の二の舞を起さぬよう注意深くあるべきだと考える。普遍性を考察することと、制度構築において普遍性を持ち込むことは異なる行為だ。ただ、所属や属性に関する従来の定義が通用しないグローバル現代において、この人間すべてがもつ共感能力が、特に法や正しさ、共同体に関する議論においては、もっと注目されるべきである。

おわりに：正義の物語から物語実践へ

もちろん、相手の考えを慮り、それによって判断を左右すること自体は、その場しのぎの合意をもたらしたり、権力者への忖度を誘導したりする危険性を持つ。一方で、合意を含むある葛藤解決の物語を共有する共同体のメンバーが、その先も共に暮らしていく人々であるならどうだろう。そのときの理不尽な取り決めについて、強要した人物は共同体のなかでそれ以後協力を得られないかもしれない。人々は、誰が理不尽な扱いを受けたか、誰が得をしたかを覚えており、そのような振る舞いをした人物は、自分がどのように思われるかもまた、「心の理論」によって理解できる。人々は直接顔を見知った関係で、それぞれの思惑を慮り、慮られる。このように入れ子構造上の認識が展開されるなかで、それから先も共に生きていかなければならないのが、

人類が馴染み深い地域共同体の特徴である。このような社会環境では、匿名メンバーばかりの都市部における振る舞いと、異なる戦略を迫られることになる。

まさに多くの伝統的社会で要請され、発展してきたのは、人間の認知を前提とした関係ネットワークで通用する、葛藤解決の手法であっただろう。さらに、葛藤解決のための協議や儀式で作られたある物語は、その時点では完結しない。みな、どのような物語であったのかを覚えており、その儀式やなされた裁決が、どのような未来を生み出すのかに注目している。そして、その儀式をターニングポイントとして、新しいイベントが起こった場合には、新たな物語が作られていく。すなわち、人々の物語は終わらず、人々が覚えているかぎり続いていくのである。

近代司法は、法という文脈の正しさに沿った「正しい物語」を提供しようとする。RJをはじめとした和解を目指す研究もまた、近代司法とは異なり（オルタナティブな）当事者同士の合意や満足を含みつつも、結局は別の「正しい物語」を提供しようとしてきたという点では同様である。将来にわたって意味づけが変わらない、完璧で正しい物語など存在しない。関係修復とは、完結や達成するものではなく、継続的なものである。取り返しのつかない損害が生じたとき私たちができるのは、よりよい現実にしようと試み続けること、葛藤を抱えてともに生き続けることなのである。

私たちは場当たりの正義（Patchwork Justice）ではなく、何か間違いのない、完璧な、未来永劫続く正義や正解を求めてしまうが、出現するのはそのようなものではない。実際になされるのは、完璧な物語を目指して、新たな物語が作られ続けることである。正しさが無いと言っているのではなく、当事者たちが正しさを含むいくつもの物語を展開し、関係性や文脈によって浸る物語が変わってくるので、そもそも完璧で未来永劫続く物語のみが生じる状況など起こりえないだけなのだ。納得と関係修復をもたらすためにできるのは、葛藤を終わらせるのではなく、物語をメンテナンスし続けることである。

たとえばRJ研究において最も有名な「再統合的恥付理論」は、恥をかかせることによって反省が促され、共同体に再統合されるとされるが、その後も関係性を継続していかな

ければ、単なる応報的な対応になりうる〔ブレイスウェイト 2006〕。それは小さな共同体で通用するものであり、大規模な匿名社会においてはそぐわない方法である。世俗的な慣習の中には、共同体の関係性の継続を前提とした「解決方法」がみられる。これをそのまま匿名社会に適用することは、確かに危険性があり、よくよく考えられるべきである。単なる賠償金の支払いで本当に納得するのであれば、それに越したことはない。人間を真に葛藤に投げ込むのは、そのような取引では納得できない喪失感や苦悩であり、そのようなものこそ、関係修復を目指されなければならない。本論では、葛藤解決に関わる問題を、伝統か近代かではなく、専門性と世俗性、さらには関係性を継続するか継続しないかという観点で考えてみた。さらに納得や関係修復のために人類がどのように「物語実践」するのか、現場の語りや事例を検討することで、明らかにする必要があるだろう。

参考文献

Christie, Nils 1977 "Conflicts as Property" *The British Journal of Criminology* vol. 17" pp.1-26.

Haley, J. 1995 "Victim-Offender Mediation: Lessons from the Japanese Experience" *Mediation Quarterly*, 12-3" pp.233-248

Johnstone, G. 2001 "Restorative justice : Ideas, values, debates" Willan Publishing (ジョンストン、ゲリー 2008『修復司法の根本を問う』西村春夫(監訳)成文堂)

Zehr, H.: Gohar, A. 2003 "THE LITTLE BOOK OF Restorative Justice" Good Books

ギアーツ、クリフォード 1999 『ローカル・ノレッジ 解釈人類学論集』 梶原景昭・小泉潤二・山下真司・山下淑美 岩波書店

グディ、ジョー 2011 『これからの犯罪被害者学_被害者中心的司法への険しい道』 西村春夫(監訳) 成文堂

黒田信一郎 1984 「文化進化論」『文化人類学15の理論』綾部恒雄(編) 中央公論社 pp.1-18

千野帽子 2017 『人はなぜ物語を求めるのか』 筑摩書房

千葉正士 1999 「多元的法体制」『法社会科学ジャーナル43』 pp.25-34

長谷川寿一 2015 「共感性研究の意義と課題」『心理学評論58(3)』 pp.411-420

ブレイスウェイト、ジョン 2008 『修復的司法の世界』 成文社
H・ターガー=フラスバーグ、S・バロン=コーエン、D・コーエン 2007 『心の理論—自閉症の視点から(上)』 田原俊司(訳) 八千代出版

マリノフスキー、B 1984 『未開社会における慣習と犯罪 付文化論』 青山道夫(訳) 新泉社

ロバーツ、サイモン 1982 『秩序と紛争 人類学的考察』 千葉正士(監訳) 西田書店

和田安弘 2012 『紛争と共感のリアリティ』 大阪公立大学共同出版会

和田仁孝 2010 「ナラティブの交錯としての紛争」『質的心理学フォーラム』 pp.37-45